

対 照 目 錄 (1)		
	原告記事(1) (甲第1号証)	被告文章(1) (甲第9号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまと表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「ガン手術後の経過予測 京大内田教授らが判定方法を開発 リンパ球の抗ガン力測定」	「肺ガン切除患者の予後を予測する検査法を開発」
(2) やまと内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	京大内田教授が肺ガン手術後の患者の予後を判定する方法を開発したこと、その意義・効用	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 判定法と概略 (2) 基礎となる原理 (3) 判定法が導き出された実験方法 (4) 実験結果 (5) 判定法の意義・効用 (6) 学会発表	(1)(2)(3)(4)(5)は左と同じである。 (3)の実験対象患者の条件③について、および (6) は省略されている。 しかしこれらは付随的事項に過ぎない。 追加事項はない。 なお、「3センチ以下」を「3ミリ以下」と誤訳している

対 照 目 錄 (2)		
	原告記事(2) (甲第2号証)	被告文章(2) (甲第10号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「バイオ工場建設へ オキアミからエキス抽出 イタノ冷凍」	「イタノ冷凍、バイオテクノロジー使用による色素抽出工場を建設」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	イタノ冷凍がバイオ技術を使ってオキアミからエキスや色素抽出する新工場を建設すること、その意義	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 新工場の概要（規模・完成等） (2) 新製品の意義 (3) 開発の経緯 (4) 原料の調達 (5) 販売・輸出 (6) 生産目標	(1)(2)(4)(5)(6)は左と同じである。 (1)の敷地の内訳について (4)の調達契約について、および (3) は省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対照目録 (3)		
	原告記事(3) (甲第3号証)	被告文章(3) (甲第11号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまと表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「デジ・アナ混在半導体向け 検査装置を拡販 東京エレクトロン」	「東京エレクトロン、アナログ・デジタル・ハイブリッドIC検査装置の販売の増大を予想」
(2) やまと内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	東京エレクトロンがデジタル・アナログ混在半導体検査装置の拡販をめざすこと	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 検査装置の特長 (2) 開発企業、代理店契約 (3) 市場規模、見込み、販売実績、シェア争い (4) 価格、販売目標 (5) 販売体制	左と同じである。 (1)のうち検査スピードについて (2)のうち代理店契約について (4)のうち販売先について (5)のうちテクノロジーセンターについては省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対 照 目 錄 (4)		
	原告記事(4) (甲第4号証)	被告文章(4) (甲第12号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「債務1,500億円圧縮計画 飛島建設、不動産を売却」	「飛島建設、不動産の大型処分を検討」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	飛島建設が3,700億円強の負債につき1,500億円を不動産売却によって圧縮する計画を示したこと	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 飛島建設の負債圧縮計画 (2) 負債総額 (3) ナナトミ関連の負債 (4) その増大の可能性 (5) 系列会社への貸付関連の負債 (6) 不動産売却予定	左と同じである。 (1)のうち計画の提示先について (2)のうち建設会社の適正借入金規模について (3)のうちナナトミの概要について (6)のうち売却の難航予想については省略されている。 しかしこれら付随的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対 照 目 錄 (5)		
	原告記事(5) (甲第5号証左)	被告文章(5) (甲第13号証の1)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「ダイカスト部品 レーザーで検査 スズキ反射時間で異常発見」	「スズキ、レーザーによるダイカスト部品検査システムを開発」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	スズキがレーザーでダイカスト部品の表面の傷を検査するシステムを開発したこと、その意義、改良	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 検査システムの概要・構成・方法・効果 (2) 検査システムの意義 (3) 検査システムの開発、問題点 (4) 改良の方向	左と同じである。 (1)のうち、利用原理について (2)のうち、現行の検査法との対比について (3)のうち、開発の経緯、他社の動向について は省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対 照 目 錄 (6)		
	原告記事(6) (甲第5号証右)	被告文章(6) (甲第13号証の2)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「リンゴ、外から味見 三井金属と長野県農工研が測定装置 糖度・酸度、近赤外線を利用	「三井金属、リンゴの味の非破壊試験装置を開発」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	三井金属と長野県農村工業研究所とがりんごの味を検査する非破壊検査装置を開発したこと	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 検査装置の概略 (2) 検査装置の利用原理・方法 (3) 検査装置の意義・効用 (4) 実用機の完成・稼働	左と同じである。 (3)のうち、従来のリンゴの等級分け法、消費者の不満について (4)の詳細について は省略されている。 しかし、これらは付随的事項に過ぎない。 追加事項はない。 なお、「近赤外線」を「遠赤外線」と誤訳している。

対照目録(7)		
	原告記事(7) (甲第6号証)	被告文章(7) (甲第13号証の3)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「日立建機 月産1,700台に修正 油圧ショベル10%減産」	「日立建機、油圧ショベル10%減産」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	日立建機が油圧ショベルを10%減産すること	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 日立建機における油圧ショベル減産の概要 (年初生産目標・現在の生産台数) (2) 減産の理由 (3) 減産の方法 (4) 建機市場	左と同じである。 (1)のうち、減産機種の正確な名称について (3)のうち、関連設備投資について (4)のうち、他社の動向について は省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。 なお、建築市場一般の動向や在庫水準、 を一企業たる日立建機のそれと混同し誤訳している。

対照目録 (8)		
	原告記事(8) (甲第18号証)	被告文章(8) (甲第24号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「富士通 米で WS 用ソフト販売 まずネットワーク管理用」	「富士通、93年から米でワークステーション用ソフトを販売」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	富士通が来年前半にアメリカでワークステーション用ソフトを販売すること	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) WS 用ソフトの概要 (ソフトの名称、機能、開発者、適応、WS の機種) (2) 富士通がアメリカでソフトを販売することの意義、原因 (3) 販売方法、目標	左と同じである。 (1)のうち、ソフトの機能について (3)のうち、他の適応 WS について は省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対 照 目 錄 (9)		
	原告記事(9) (甲第19号証)	被告文章(9) (甲第25号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまと表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「WS 使い電話市場調査 NEC コンピュータシステム システム共同開発」	「NEC コンピューターシステム、ワーカステーションを使った電話マーケティング・システムを共同開発」
(2) やまと内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	NEC コンピュータシステム社がワーカステーションを使った電話マーケティングシステムをテレフォニー社と共同で開発販売すること	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) 共同開発の当事者 (2) 共同開発するシステムの概要・意義 (3) 共同開発者のそれぞれの役割	左と同じである。 (3)のうち、NEC コンピュータシステムの役割については省略されている。 しかしこれら付随的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対照目録 (10)		
	原告記事(10) (甲第20号証)	被告文章(10) (甲第26号証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「ソニーの CD-ROM ゲーム機 任天堂との互換機棚上げ 別規格含め再検討」	「ソニー、任天堂との CD-ROM ゲーム互換機を棚上げ」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	ソニーが任天堂の CD-ROM ゲーム機の互換機発売を無期延期したこと、ソニーがゲーム機市場参入を検討中であること	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) ソニーと任天堂との、16ビットゲーム機と CD-ROM プレーヤーを一体化した装置の開発・販売契約 (2) 任天堂とフィリップスとの提携表面化による関係悪化 (3) その後の関係修復・合意の経緯 (4) ソニーの新しい判断、無期延期決定と今後の方針	左と同じである。 (1)のうち、ソニーの開発開始製品名について (4)のうち、両者の思惑の相異、ソニーの関連分野の取り組みの経緯、ソニーの選択肢、任天堂の方針については省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。

対 照 目 錄 (II)		
	原告記事(II) (甲第21号証)	被告文章(II) (甲第27証)
1. 記事の展開の仕方の類似点		
(1) やまの表示の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容の表示)	「アップル、日本法人格上げ 4大拠点のひとつに市場開拓弾み 販売戦略、独自に策定」	「アップル、日本法人を格上げ」
(2) やまの内容の類似点 (最も報道価値が高いと考えられた内容)	アメリカのアップル・コンピュータ社が日本法人を世界市場の4大拠点の1つに格上げしたこと、その意義について	同左
2. 記事に盛り込まれた事項の類似点	(1) アメリカのアップル・コンピュータ社の日本法人のこれまでの位置とその格上げ (2) 格上げの意義 (3) 格上げ後の日本法人の売上目標 (4) 部品調達会社の活動 (5) アメリカのアップル・コンピュータ社の考え	(1)(2)(3)は左と同じである。 (3)につき、日本法人の92年度売上高、93年度目標について、および(4)、(5)は省略されている。 しかしこれらは付隨的事項に過ぎない。 追加事項はない。